

国立公園における協働型運営体制のあり方検討会（第2回） 論点ペーパー

1. 検討会設置の背景

(1) 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」で求められた事項

- ・ 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」（平成19年3月）では、「地域性の自然公園制度は、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、利用者等多様な主体が役割分担によって管理運営を行うことが求められる制度」であり、「より能動的な管理運営が求められるようになった近年では、公園の管理運営を担う関係者が、円滑に協働できる体制を整えることが必要である」としている。また、そのために、関係者間の共通認識が基礎になる、「公園が提供すべきサービスの明確化」、「共通の目標（ビジョン）の作成」、「目標を達成するための行動計画の作成」が有効であるとしている。

(2) 国立公園における協働のための協議会

- ・ 平成22年度に環境省が実施した調査により、国立公園における協働の仕組みとして、「個別地域対応型協議会」、「個別課題対応型協議会」、「連絡調整型協議会」、「総合型協議会」の4つのタイプがあるが、このうち「総合型協議会」が上記「提言」の趣旨を踏まえた望ましいタイプであると考えられる。

(3) 国立公園における協働型運営体制のあり方検討会の検討事項

- ・ 本検討会においては、上記「総合型協議会」の有効性を検証し、全国に普及していくための方策を検討していただきたい。検討会は、平成23年度、24年度の2カ年で6回を予定しており、平成25年1月ごろに「国立公園における協働型運営体制のあり方に関する提言」をとりまとめていただきたい。

2. 第一回検討会の主な質疑・意見

(1) 検討会が取り扱う範囲・検討会で検討すべき事項について

- ・ アメリカやイギリスの国立公園のように土地利用計画の権限をすべて環境省が行うような形を目指しているのか？→アメリカ型、イギリス型を目指すものではない。日本の社会制度のもとで、海外の国立公園制度から学べるものがあれば取り込みたいという趣旨。
- ・ 「協働運営」の対象に「国立公園の利用」は含まれるのか？→含まれる。「適切な利用の推進」は関係者が「協働」で行う最も重要な事項の一つと考えている。

- ・ 今回の検討会のアウトプットはどのように活用される見込みなのか？→「予算措置」や「課長通知」レベルのことは当然必要になってくると考えている。また、必要に応じ「法改正」もあり得る。最終的なアウトプットとして、全国29の国立公園の大半において実行ができるような仕組みやガイドラインをつくりたい。
- ・ 協働のための区域の考え方として、管理計画の区分が一つの目安になるのではないか。ただし、現在の管理計画の区域分けの根拠は不明瞭であり、分離や統合をしたほうが良いと思われる地域もあるのではないか。
- ・ 国立公園を類型化することが必要。国有地率や、法定受託事務を受けているかどうかなどによって、協働の難易度にかなり違いがあると思われるので、それらの条件を絡めてマトリックスをつくるのが良いのではないか。

(2) 協働型運営に向けた望ましい体制について

- ・ 協働型運営体制がうまく機能するためには、「しっかりした事務局」、「具体的なテーマ」、「イニシアチブをとる主体」の3つが必須。
- ・ 保全や利用の目標が決まった後に、それを実現していく協働を調整するためには、事務局的功能が必要になってくる。事務局は、環境省がすべて担うということではなく、民間的な色彩を持った事務局をどう形成し、育てていくかというような考え方もあってよい。
- ・ 日本の国立公園を管理しているのは、「環境事務所」や「自然保護官事務所」であり、何をしているのか名称から分からない。国立公園ごとに「〇〇国立公園事務所」という名称の事務所が必要。
- ・ 現在の国立公園の利用計画はネットワーク型（点と線の計画）であるが、利用のゾーニングをすることで、ゾーンの目標を示すことになり、公園全体のビジョンにもつながっていく。利用計画のあり方が協働のためにも重要。

(3) それぞれの国立公園の総合型協議会で関係者が議論することが望ましい事項

- ・ 法定の計画とは別の次元で、将来の50年とか100年とかの間に、何をこの公園ではやっていくのかということを含めてみんなで議論していくと、少し明るい展望を考えていけるのではないか。
- ・ 国立公園として戦略的にこんな利用の仕方をしてほしいというようなことが方針として打ち出せると、民間の人たちが入りやすい。

